

資 料

英米刑事法研究 (14)

英米刑事法研究会
(代表者 田 口 守 一)

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

死刑事件における陪審員候補者の理由付き忌避と
合衆国憲法修正 6 条

Uttecht v. Brown, 127 S. Ct. 2218 (2007)

松 田 正 照

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

死刑事件における陪審員候補者の理由付き忌避と
合衆国憲法修正 6 条

Uttecht v. Brown, 127 S. Ct. 2218 (2007)

I はじめに

アメリカ合衆国憲法修正 6 条は、「公平な陪審」による裁判を受ける権利を被告人に保障している。この保障は、修正 14 条のデュー・プロセス条項を介して州にも及ぶとされている⁽¹⁾。

陪審が量刑判断を行う死刑事件の場合は、陪審員の死刑観が、死刑が相当であるかどうかの判断に「不当な影響」を与えることが考えられる。そのため、陪審員の選定手続では、死刑を科しうる陪審員を確保し、死刑制度を適切に運用するという州の利益にも配慮がなされるべきであり、したがって、死刑事件においては、社会状況を代表する陪審による裁判を受ける被告人の権利は、偏見を理由として陪審員候補者を忌避するという検察側の伝統的な権利との間でバランスがとられなければならないとされる⁽²⁾⁽³⁾。

本件は、検察側の理由付き忌避の申立てに基づいて、州の事実審裁判所が、ある陪審員候補者を排除したことが、死刑事件における陪審員候補者の理由付き排除の基準を示した先例に違反し、被告人の修正 6 条および修正 14 条（デュー・プロセス条項）の権利を侵害するものであったかが争われた事案である。

-
- (1) Duncan v. Louisiana, 391 U.S. 145 (1968) [紹介, 小早川義則『デュー・プロセスと連邦最高裁 I——残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』248頁 (成文堂, 2006年)].
- (2) Patrik J. Callon, Note, *Six Amendment—Assembling a Jury Willing to Impose the Death Penalty: A New Disregard for a Capital Defendant's Rights*, 76 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 1027, 1048 (1986).
- (3) なお, 死刑事件における陪審員候補者の理由付き忌避についての邦語文献としては, 小早川義則「米国における理由付き陪審員忌避——死刑事件を中心に」名城ロースクール・レビュー 1 号 26 頁 (2005 年) がある。

II 事案の概要

被告人 Brown は、ワシントン州における加重された第 1 級謀殺によって、州の事実審裁判所に起訴された。

この加重された第 1 級謀殺については、州法上死刑が仮釈放なしの終身刑（絶対的終身刑）しか量刑の選択肢がないにもかかわらず、事実審理に先立って行われた陪審員の選定手続において、ある陪審員候補者（記録上 Z とされている）は、死刑を科すのが適切な場合として、釈放後再犯の可能性がある場合を挙げていた。このことを理由に検察側が Z に関する忌避を申し立てたところ、事実審裁判所は、これを容れて、陪審員候補者 Z を陪審から排除した。

その後、被告人は、陪審の評決に基づき、死刑を言い渡された。被告人は、陪審員候補者ら（Z を含む 3 名）が不当に排除されたとして、上訴した。ワシントン州最高裁は、排除された陪審員候補者らは、死刑に関するその見解ゆえに、裁判所の説示や陪審員としての宣誓に従うことができないか、または、それが実質的に困難であったといえるとして、被告人の主張を斥け、死刑判決を支持した⁽⁴⁾。そこで、被告人は、陪審員の選定手続における陪審員候補者の排除の適否を争点の 1 つとして、連邦地裁にヘイビアス・コーパスの申立てをした。

連邦地裁は、陪審から排除された各陪審員候補者について、死刑に対する見解ゆえに、陪審員としての職務を遂行することができないか、または、それが実質的に困難であることを立証するに足る証拠が十分存在しているとして、ワシントン州最高裁の判断を支持し、被告人の申立てを却下した⁽⁵⁾。

これに対し、第 9 巡回区連邦控訴裁は、陪審員候補者 Z は、死刑に賛成する旨や法律に従う旨を述べているのであって、事実審裁判所が陪審員候補者 Z を排除したのは誤りであったとして、原判決を破棄した⁽⁶⁾。

(4) State v. Brown, 940 P. 2d 546 (Wash. 1997).

(5) Brown v. Lambert, No. C01-715C, 2004 U.S. Dist. LEXIS 30469 (W.D. Wash. Sept. 15, 2004).

(6) Brown v. Lambert, 451 F. 3d 946 (9th Cir. 2006). ただし、陪審員候補者 Z の挙動を全体としてみれば、陪審員としての職務を遂行することができないとした事実審裁判官の判断は適切であり、また「1996年テロ対策および効果的な死刑法 (AEDPA)」は、連邦裁判所に対し、事実問題については州裁判所の

そこで、州側がサーシオレイライを申請し、連邦最高裁は、これを受理した。

III 判決の要旨

法廷意見は、原判決を破棄し、事件を差し戻した⁽⁷⁾。

法廷意見は、まず、陪審員候補者の理由付き排除の基準について、先例を検討したうえで、次のように述べる。「第1に、被告人は、検察側の選択的な理由付き忌避によって死刑に傾倒していることのない陪審員候補者団 (venire) から選出された公平な陪審員による裁判を受ける権利を有する。第2に、検察側は、州法が定める枠組みのなかで死刑を適用することができる陪審員を獲得することに強い利益を持っている。第3に、これらの間でバランスをとるために、死刑を科すことが実質的に困難である陪審員候補者は理由付きで免責 (excuse) することができる。しかし、陪審員候補者が、州法の枠組みのもとで死刑を科すことが実質的に困難ではない場合は、理由付きの排除 (removal) はなしえない」としている。

法廷意見は排除の基準についてこのように述べつつ、陪審員候補者の挙動については、上訴裁判所は事実審裁判所の判断を尊重すべきである、とする。その理由として、事実審裁判所は陪審員候補者の挙動を直接観察することができることに加えて、「1996年テロ対策および効果的な死刑法 (Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996 (AEDPA))」によって、連邦裁判所がヘイピアス・コーパスの令状を発付して、州裁判所の判決を破棄する際の、充たされるべき高い基準が定められていることを指摘する。

そのうえで、法廷意見は、本件における陪審員候補者Zについて、次のよ

判断を尊重するように要求しているにもかかわらず、法廷意見はそれを無視しているとする反対意見が付されている。Id. at 955-63 (Tallman, J., dissenting).

- (7) ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、スカリア、トーマス、アリート各裁判官同調) のほか、スティーヴンス裁判官の反対意見 (スーター、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官同調)、ブライヤー裁判官の反対意見 (スーター裁判官同調) がある。

なお、本判決を紹介する邦語文献として、浅香吉幹ほか「連邦最高裁判所2006-2007年開廷期重要判例概観」アメリカ法2007年2号219-224頁 (2008年)、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2006年10月開廷期刑事関係判例概

うに述べる。

陪審員候補者Zは、事実審裁判所によって、被上告人が第1級謀殺で有罪とされた場合、死刑か絶対的終身刑しか量刑の選択肢はない旨の説明を、少なくとも2回は受けていたにもかかわらず、死刑が適切な場合の例として、「矯正不可能で、釈放後、再び罪を犯す場合」を挙げており、また証明の基準についても、陪審員候補者Zは誤解していた。

以上のことから、事実審裁判所が陪審員候補者Zの免責の申立てを認めたのは、その裁量の範囲内であった。「陪審員候補者Zが死刑を科すことを考慮し、そして法律に従うことを確約していたとしても、そのことは、本件においては、〔被上告人には〕釈放の可能性が全くないので、陪審員候補者Zが、実際には、死刑を科すことが実質的に困難であるという、その他の発言から引き出される合理的な推認を克服するものではない」。

最後に、法廷意見は、陪審員候補者Zに対する検察側の理由付き忌避の申立てに対し、被上告人側から異議の申立てがなかったことについて、次のように述べる。

ヘイピアス・コーパスの審査のために、被告人側が、州裁判所において、陪審員候補者に対する検察側の理由付き忌避に異議を申し立てることは、連邦法上要求されているわけではない。しかし、陪審員候補者Zの排除に関する任意性のある黙認または容認を考慮に入れることにする。「陪審員候補者Zの排除に対して、被告人側が異議を申し立てなかったことにより、賢明な事実審裁判官はその判断を説明したり、瑕疵を正したりすることができなかつただけでなく、上訴裁判所も事実審裁判所の判断を説明するのに役立ったと思われる付加的な事実認定をなすことができなかったのである」。

被告人側からの陪審員候補者の忌避に関する異議申立てが頻繁であることからすると、「異議なし」という被上告人側の発言は異議を申し立てなかったということにとどまらず、陪審員候補者Zの排除を促したことになるのである。

観」比較法学42巻2号〔松田正照〕(2009年公刊予定)がある。

IV 解 説

1 陪審員候補者排除の基準

連邦最高裁は、1968年の Witherspoon 判決⁽⁸⁾において、陪審員候補者の理由付き排除の基準を初めて示した。その基準とは、「当該事件の事実審理において示される証拠を考慮することなく、死刑を科すことに、自動的に反対の票を投じるつもりであること、あるいは、死刑に対する考えが被告人の有罪に関する公平な判断の妨げとなることが完全に明らかとされた者」は死刑事件における理由付き排除の対象となるというものである⁽⁹⁾。

しかし、1986年の Witt 判決⁽¹⁰⁾は、死刑事件の審理方式が二段階手続へと移行し、量刑段階での陪審の権限が縮小されてきている点、および上記基準の「完全に明らか」という文言の非現実性を批判したうえで⁽¹¹⁾、「陪審員候補者が、〔死刑に対する〕その見解ゆえに、説示および宣誓に従って陪審員としての職務を遂行することができないか、または、それが実質的に困難であるかどうか」⁽¹²⁾という基準によるべきだとした。

本判決は、Witt 判決における上記基準を支持し（この点では、スティーヴンス裁判官の反対意見も上記基準を前提としている）、陪審員候補者の理由付き排除について、公平な陪審による裁判を受ける被告人の権利と死刑を科すことができる陪審を獲得する州の利益とのバランスをとるためには、死刑を科すことが実質的に困難である陪審員候補者は理由付きで排除することができるとする一方で、死刑を科すことが実質的に困難であるとはいえない場合は、理由付きの排除はなしえないとしたのである。

(8) Witherspoon v. Illinois, 391 U.S. 510 (1968) [紹介, 芝原邦爾・アメリカ法 1969年 1号72頁 (1969年), 小早川・前掲注 (1) 290頁].

(9) Witherspoon v. Illinois, *supra* note 8, at 522 n.21.

(10) Wainwright v. Witt, 469 U.S. 412 (1985) [紹介, 丸田隆ほか・甲南法学27 巻 2号41頁 (1987年), 鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第3巻』170頁 [宮崎英生] (成文堂, 1989年), 小早川・前掲注 (1) 298頁].

(11) Wainwright v. Witt, *supra* note 10, at 421-22, 424-25.

(12) *Id.* at 424. この基準は、Adams v. Texas, 448 U.S. 38 (1980) [紹介, 小早川・前掲注 (1) 293頁] においてすでに示唆されていた。

2 本件における陪審員候補者Zの挙動に関する判断

本件においては、陪審から排除された候補者Zは、死刑に対して消極的な発言をしておらず、州法上の誤解を理由として、検察側がZの忌避を申し立てた。事実審理裁判所がそれを認めたため、Zは陪審から排除された。連邦最高裁の法廷意見は、当該事実審裁判所の判断を尊重するとしたことから、州法についての誤解も陪審からの排除の理由となるかのようにも思える⁽¹³⁾。実際、本件の反対意見は、この点について、州法上の誤解を理由として陪審員候補者を排除することは、Witherspoon 判決以降の先例においては、認められていないとして、法廷意見に批判を加えている。反対意見によれば、陪審員候補者が死刑陪審としての職務を遂行することができるかどうかを判断する際には、事実審裁判官は、死刑反対論者のなかにおける区別、すなわち、「良心に従って法律を適用する意思のある者」と「良心的なためらいによってそうすることができない者」との区別をすべきであるとされている。本件における陪審員候補者Zについては、死刑を科すことを考慮する旨を最終的に述べているので、州法について誤解していたとしても、それは理由付き忌避が認められるほどの偏見とはいえないとしている。

しかし、法廷意見が指摘しているように、本件のようなヘイビアス・コーパスの事案では、連邦法上、事実問題については、州裁判所の判断は正しいものと推定される⁽¹⁴⁾。そして、連邦最高裁は、1984年のPatton 判決⁽¹⁵⁾で、陪審員候補者の偏見に関する判断は事実問題であるとし、またWitt 判決で、死刑事件においても同様であるとした⁽¹⁶⁾。したがって、ヘイビアス・コーパスの審査の際、連邦裁判所は、州裁判所がなした陪審員候補者の偏見についての判断を尊重しなければならないのである⁽¹⁷⁾。

(13) この点について、第9巡回区連邦控訴裁の法廷意見は、法律について完全には理解していない陪審員候補者の全員が排除されてしまったら、法律家しか陪審員の職務を遂行することが許されないであろうとしている。Brown v. Lambert, *supra* note 6, at 952.

(14) 28 U.S.C.S §2254 (e) (1) (2008).

(15) Patton v. Yount, 467 U.S. 1025 (1984) [紹介、鈴木編・前掲注(10) 189頁〔室町正実〕、渥美東洋編『米国刑事判例の動向III』228頁〔中野目善則〕(中央大学出版部、1994年)].

(16) Wainwright v. Witt, *supra* note 10, at 429.

(17) さらに、Darden v. Wainwright, 477 U.S. 168 (1986) [紹介、小木曾綾・比較法雑誌20巻3号127頁(1986年)]において、連邦最高裁は、陪審員候補者の

そして、この点について、陪審員候補者の理由付き排除との関係では、連邦裁判所は、①記録上、陪審員候補者について、死刑を科すことができないかもしれないと思わせる何らかの理由が存在していること、②陪審員候補者の挙動に対する事実審裁判官の観察により、記録上の証拠とともに、死刑を科すことが実質的に困難であるという認定が裏付けられたのかもしれないこと、③弁護人が陪審員候補者の排除に異議を申し立てず、それにより、事実審裁判官が陪審員候補者の挙動に関する記録をなすことができなかったこと、以上の3点が認められる場合、事実審裁判所の判断を支持しなければならないことになる、との見解もある⁽¹⁸⁾。これによれば、本件においては上記の3つの事由すべてが存在しており、したがって、本件の法廷意見は、Witt 判決で示された理由付きの陪審員候補者排除の基準を変更するものではないということになる⁽¹⁹⁾。

このように、本件の法廷意見については、ヘイピラス・コーバスの審査に関する連邦法の要求に従って、州の事実審裁判所の判断を尊重したにとどまるものであり、州法の誤解が陪審からの排除理由となると積極的に認めたものではないとみることもできるであろう⁽²⁰⁾。

偏見に関する事実審裁判所の判断は、正しいと推定される事実問題であることを確認したうえで、質疑応答それ自体によって、問題の陪審員候補者が、いかなる状況においても死刑を勧告することができないという結論に必然的に至るというわけではなくても、陪審選定のための予備質問の際、質問の目的や意味が明らかとなるまで、問題の陪審員候補者がその場に存在していたこと、弁護人が陪審員候補者の排除について異議を申し立てなかったこと、および事実審裁判所がさらに質問をする必要はないと考えたことを踏まえて、問題の陪審員候補者の排除を容認した。

(18) *The Supreme Court, 2006 Term—Leading Cases*, 121 HARV. L. REV. 235, 243 (2007).

(19) *Id.* at 244.

(20) なお、反対意見は、陪審員候補者 Z の排除を認めた事実審裁判所の判断の理由が、先例に照らし、誤りであるときは尊重に値しないとしている。